



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月24日（金） 第10085号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 2
- 群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則（畜産課） 2
- 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課） 2
- 群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（同） 3
- 群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則（下水環境課） 3

### 告 示

- 解除予定保安林（森林保全課） 1 2
- 同 1 2
- 同 1 2
- 同 1 2
- 技能検定試験の合格証書の様式に関する規程の一部を改正する告示（労働政策課） 1 4
- 兼用工作物の管理協議の成立（河川課） 1 7

### 公 告

- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） 1 7
- 開発工事の完了（建築課） 1 8

### 監査委員公告

- 監査結果の公表 1 8
- 監査結果に基づく措置状況 2 4

規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十八号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年群馬県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「並びに」の下に「地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)」を加える。

第七条の二第二号中「送致され、收容されている場合」の下に「、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に收容されている場合」を加える。

第二十一条第八項中「別表第二」を「別表第一」に改める。  
別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十九号

群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。  
(工事完了届の添付図書)

第十二条 法第六条第一項の規定による届出は、省令第七十五条第一項に掲げる書類のほか、特例畜舎等にあつては、次に掲げるものを写したカラー写真を添えて行うものとする。

- 一 畜舎等の外観
  - 二 A構造畜舎等又はB構造畜舎等を掲示した銘板
  - 三 畜舎等の内部
  - 四 その他知事が必要と認めるもの
- 別記様式第一号中

「飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎」を

「飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

「A構造畜舎等 B構造畜舎等」を

「A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に、改正前の群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書は、改正後の群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二十号

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第七号)の一部を次のように改正する。  
別表第四短期課程の項中

実践能力習得訓練 コース	二日以上 六月以内	別に定める	
	eラーニング コース	二日以上 六月以内	別に定める
	実践能力習得訓練 コース	二日以上 六月以内	別に定める
特別支援学校早期 訓練コース	二日以上 六月以内	別に定める	

を  
に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二十一号

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則(平成十六年群馬県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表上欄中「放電加工」を「非接触除去加工」に改め、「電気機器組立て」の下に、「シーケンス制御」を加え、「陶磁器製造」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二十二号

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則(令和二年群馬県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表報償費の項及び建設改良費及び開発調査費の項中「及び車両の購入」を削り、同表注五ただし書中「車両(予算編成において財政課長へ詳細な仕様について個別協議をして予算に計上した公用車を除く。)」の購入及び」を削る。

別表第二注以外の部分を次のように改める。

別表第二(第四条、第二百二条、第二百三条関係)

支出負担行為及び支出命令の専決・合議区分表

執行区分	支出負担行為								
	専決区分	部長	課長	財政課長	合議区分	部長	課長	財政課長	合議区分
報酬	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
給料及び給料(会計年度任用)	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
手当等及び手当等(会計年度任用)	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
法定福利費、法定福利費(会計年度任用)及び厚生福利費	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
退職給付費	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
報償費	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
旅費並びに研修及び養成費	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
雑費	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
被服費、備消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費(物品の修繕経費等に限る。)、動力費及び薬品費	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額

企業債償還金、他会計からの借入金償	補償費	長期貸付金及び短期貸付金	補助金	負担金	建設改良及び開発調査費					材料費	物品の修繕経費等以外の修繕費、路面復旧費、資産減耗費及び除却工事費	借賃料		委託料		通信運搬費、手数料及び損害保険料
					無形固定資産並びに第百六十七条第一項第一号イ及びトからヌまでに掲げるものの取得に係るもの	有形固定資産(第百六十七条第一項第一号イ及びトからトまでに掲げるもの並びに仮設備のうち工事用備品に係るものを除く。)の取得に係るもの	建設工事による有形固定資産(第百六十七条第一項第一号イ及びトからトまでに掲げるもの並びに仮設備のうち工事用備品に係るものを除く。)の取得に係るもの	第百六十七条第一項第一号ホ及びヘに掲げるもの並びに仮設備のうち工事用備品に係るものの取得に係るもの	その他			土地・建物に係るもの	その他	固定資産の取得に係るもの		
	千円以上	千円以上	千円以上	二千万円以上												
金額	満千万円未	満千万円未	満千万円未	未満二千万円	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
	金額	千円以上	百万円以上	百万円以上												

別表第二注二中「並びに会計管理課長、会計局長及び会計管理者」を削り、同表注五を削り、同表注六を同表注五とし、同表注七を同表注六とする。  
別表第六の1の表中

支出命令	繰出金	消費税及び地方消費税並びに国庫補助金返還金	投資有価証券	還金及び支払利息	千万円以上	千万円未	金額
				満	金額	金額	
	金額	金額	金額				金額

建設(反動)費	地区別	建設(反動)費	地区別・建設事務費	研修及び養成費	職員研修及び養成に要する費用を整理する。	を
				研修及び養成費(旅費)	職員研修及び養成に要する費用のうち旅費に係るものを整理する。	に

改める。  
別表第六の9の表を次のように改める。

研修及び 養成費	研修及び 養成費	研修及び 養成費
		職員研修及び養成に 要する費用のうち旅費 以外のものを整理す る。
に	を	

9 費用

款	項	目	節	細節	備考
営業費用	地区別事業費	使途別事業費			主たる営業活動から生ずる費用を整理する。
			報酬		管渠・ポンプ場・処理場・受託工事・総係の別を整理する。
			給料		委員等の報酬を整理する。
			手当等		職員の給料を整理する。
			賞与引当金繰入額		職員の手当等を整理する。
			退職給付費		賞与引当金として計上するための繰入額を整理する。
			退職給付引当金繰入額		退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額を整理する。
			法定福利費		退職給付引当金として計上するための繰入額を整理する。
			法定福利費引当金繰入額		職員の共済費等を整理する。
			給料（会計年度任用）		法定福利費引当金として計上するための繰入額を整理する。
			手当等（会計年度任用）		会計年度任用職員の給料及び報酬を整理する。
			法定福利費（会計年度任用）		会計年度任用職員の給料及び通勤に係る費用弁償等を整理する。
			厚生福利費		会計年度任用職員の社会保険料等を整理する。
			報償費		職員の厚生福利に要する費用を整理する。
			旅費		報償金・奨励金等を整理する。
			被服費		職員等に支給する旅費等を整理する。
			備消耗品費		職員等に貸与する被服の購入費を整理する。
			燃料費		事務用品、器具等で10万円未満の物品の取得価額（これらの維持修繕費含む。）を整理する。
			光熱水費		自動車用及び採暖用燃料を整理する。
			印刷製本費		電気料、ガス料及び水道料を整理する。
			通信運搬費		文書、帳簿等の印刷費及び製本費を整理する。
			委託料		はがき、郵便切手、電信電話料等の通信費及び物品等の運搬料を整理する。
				委託料（通常）	通常の委託に要する費用を整理する。
				委託料（補助）	国庫補助金の対象となる委託に要する費用を整理する。
			手数料		公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等を整理する。
			賃借料		借地料、借家料、自動車借上料等を整理する。
			修繕費		
				修繕費（通	通常の有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費

				常)	用を整理する。
				修繕費（補助）	国庫補助金の対象となる有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用を整理する。
			修繕引当金繰入額		修繕引当金として計上するための繰入額を整理する。
			路面復旧費		管路の修理等による道路法に定められた道路の修復費を整理する。
			動力費		機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
			薬品費		処理水の沈でん及び滅菌に要する薬品費を整理する。
			材料費		有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費を整理する。
			補償費		補償金、賠償金、見舞金等を整理する。
			負担金		庁舎負担金等を整理する。
			損害保険料		自動車任意保険及び損害保険料を整理する。
			研修及び養成費（旅費）		職員の研修及び養成に要する費用のうち旅費に係る費用を整理する。
			研修及び養成費		職員の研修及び養成に要する費用のうち旅費以外のものを整理する。
			貸倒引当金繰入額		貸倒引当金として計上するための繰入額を整理する。
			雑費		
				交際費	社会参加費を整理する。
				その他雑費	上記以外の費用を整理する。
		ポンプ場費			ポンプ場の維持管理に要する費用を整理する。
		処理場費			処理場の維持管理に要する費用を整理する。
		受託工事費			受託工事に要する費用を整理する。
		総係費			
		減価償却費			
			有形固定資産減価償却費		有形固定資産の減価償却額を整理する。
			無形固定資産減価償却費		無形固定資産の減価償却額を整理する。
		固定資産除却費			有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費を整理する。
			除却損		有形固定資産の除却損又は廃棄損を整理する。
			除却工事費		
				除却工事費（通常）	通常の有形固定資産の撤去費を整理する。
				除却工事費（補助）	国庫補助金の対象となる有形固定資産の撤去費を整理する。
		たな卸資産減耗費			たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費を整理する。
	一般管理費				
		地区別			

			報酬	
			給料	
			手当等	
			賞与引当金繰入額	
			退職給付費	
			退職給付引当金繰入額	
			法定福利費	
			法定福利費引当金繰入額	
			給料（会計年度任用）	
			手当等（会計年度任用）	
			法定福利費（会計年度任用）	
			厚生福利費	
			報償費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
				委託料（通常）
				委託料（補助）
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
				修繕費（通常）
				修繕費（補助）
			修繕引当金繰入額	
			路面復旧費	
			動力費	



営業外費用	支払利息	薬品費	交際費 その他雑費	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用を整理する。
		材料費		
		補償費		
		負担金		
		損害保険料		
		研修及び養成費（旅費）		
		研修及び養成費		
		貸倒引当金繰入額		
		雑費		
		減価償却費		
消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	固定資産除去費	除去損 除却工事費	金融及び財務活動等に伴う支払利息等を整理する。
		たな卸資産減耗費		
		企業債利息	企業債の支払利息を整理する。	
		地区別		
		他会計借入金利息	他会計からの借入金に対する利息を整理する。	
		一時借入金利息	一時借入金に対する利息を整理する。	
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費を整理する。	
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納税額を整理する。	
		雑支出	上記以外の営業外費用を整理する。	
		不用品売却原価	売却した不用品の原価を整理する。	

特別損失	その他雑支出	地区別	上記以外の雑支出を整理する。
	固定資産売却損	地区別	当年度の経常的費用から除外すべき損失を整理する。 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額を整理する。ただし、額が少額の場合は、「営業外費用」の「雑支出」の「その他雑支出」に整理することができる。
	減損損失	地区別	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を整理する。
	災害による損失	地区別	災害による巨額の臨時損失を整理する。
	過年度損益修正損	地区別	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するものを整理する。ただし、額が少額のもの又は知事の承認を得たものは、「営業外費用」の「雑支出」の「その他雑支出」に整理することができる。
	その他特別損失	地区別	上記以外の特別損失を整理する。
予備費	予備費	予備費	



**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年3月24日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡中之条町大字大道字十二原1007の9
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## ◎群馬県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年3月24日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 川場村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年3月24日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

---

◎群馬県告示第九十四号

技能検定試験の合格証書の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一太

技能検定試験の合格証書の様式に関する規程の一部を改正する告示

技能検定試験の合格証書の様式に関する規程(平成十二年群馬県告示第二百十一号)の一部を次のように改正する。  
別記様式を次のように改める。

別記様式（規格A4）

第	号
技能検定合格証書	
検定職種	
技能士の名称	
	氏名
	年 月 日生
あなたは職業能力開発促進法の規定による上記の職種に係る技能検定に合格したのでここに合格証書を授与し上記の技能士の名称を称することを認める	
年 月 日	
	群馬県知事 印

附則  
この告示は、令和五年四月一日から施行する。



◎群馬県告示第95号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県館林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

一級河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）	管理の内容	管理の期間	管理協定締結の日
板倉川	右岸堤防	右岸 板倉町大字板倉字大新田3411-282地先から板倉町大字海老瀬字枝沼8043-3地先まで及び板倉町泉野四丁目6321-2地先から板倉町朝日野二丁目4095-13地先まで	道路管理者 板倉町長 栗原実 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1	(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕 (2) 路肩に接する法面で当該路肩から法長1mまでの範囲にあるものについての維持 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧	令和5年2月17日から道路の占用の存続する日まで	令和5年2月17日

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、箕郷都市計画下水道（高崎公共下水道）及び榛名都市計画下水道（高崎公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 箕郷都市計画下水道 高崎公共下水道  
榛名都市計画下水道 高崎公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年3月10日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び高崎市下水道局総務課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字寺中4227-1	埼玉県羽生市大字上新郷1930番地1 サ ンライトⅢ 202 鈴木郁哉、鈴木紗弓
2	佐波郡玉村町大字樋越90-7、85-2の一部	佐波郡玉村町大字上之手1985番地1 D 棟 須藤拓也、須藤綾香

## ■ 監査委員公告

### ◎監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 金井 康夫  
同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和3年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和4年5月31日まで）  
令和4年度会計（令和4年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 地域機関等82機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 5件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果

## (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
消防学校 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (2) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林美術館 (令和5年3月10日)	(注意事項) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第57条第7項において、利用券等の売りさばきがあったときは、一日分をまとめて利用券等出納簿に記載するとともに、利用券等売りさばき通知書を作成して収入調定者に送付しなければならないとされている。 また、規則第113条第2項において、会計管理者は、釣銭又は両替金に充てるために必要があるときは、歳計現金を出納員又は分任出納員に交付し、保管させておくことができるとされており、また、つり銭用現金取扱要領第13において、出納員等は、つり銭用現金の保管にあたっては、盗難、亡失等に十分留意するよう努めなければならないとされている。 当該機関では、令和4年11月27日の閉館後の現金在高が、当該日の利用券売りさばき通知書の現金売上額と定額の釣銭の合計額に比べ、10,000円不足していた。
土屋文明記念文学館 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
世界遺産センター (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心身障害者福祉センター (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (令和5年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農林大学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋産業技術専門学校 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門学校 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
団地総合事務所 (令和5年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所 (令和5年3月10日)	<p>(注意事項)</p> <p>地方自治法施行令第159条において、歳出の過渡しとなった金額を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならないとされており、同令第160条において、戻入金で出納閉鎖後に係るものについては、これを現年度の歳入としなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、管内の公立小学校から、令和3年12月に退職した学校職員に過渡した給与(326,304円)の戻入手続に係る依頼文書を令和4年1月に受領したが、戻入手続を怠ったため、令和3年度の歳出に戻入ができず、また、歳入手続も遅延したため、令和4年1月15日に令和4年度の歳入として受け入れていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>所得税法第183条第1項において、源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日（当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日）までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和4年6月30日に支給した会計年度任用職員15名の期末手当から控除した所得税及び復興特別所得税169,221円について、納付期限が同年7月11日であったが、同年9月12日まで所轄税務署に納付しなかったため、不納付加算税8,000円が発生した。</p>
東部教育事務所 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館 (令和5年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和5年3月7日)	
前橋南高等学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 (令和5年3月10日)	(指摘事項) 群馬県教育委員会が行う建築工事等の積算で適用している「群馬県建築工事共通費積算基準」及び「群馬県建築工事積算要領」では、共通費の算定は工期を用いることとされている。 当該機関は、発注した建築工事の積算において、工期を8.4か月とすべきところを、4.5か月として共通費を算定したため、工事価格が2,450,000円の過小積算となっていた。
前橋女子高等学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋清陵高等学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生清桜高等学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 (令和5年3月10日)	(注意事項) 群馬県財務規則第93条第1項第2号において、社会参加費は、四半期分の予定額の範囲内で前渡することができることとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和4年4月5日に資金前渡され、同年10月6日に全額支払われた社会参加費(6,000円)について、事務調査日(令和5年2月10日)現在において、第3四半期終了後の精算を行っていない。
沼田高等学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和5年3月10日)	
沼田女子高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 (令和5年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

盲学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (令和5年3月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生特別支援学校 (令和5年3月10日)	(注意事項) 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条において、長期継続契約は、契約期間が5年を超えない範囲内のものとされている。 当該機関は、次のとおり、長期継続契約の契約期間が5年を超える変更契約を締結していた。 (1) 職員用パソコン等リース契約に係る賃貸借契約(当初契約期間:平成29年2月6日～令和4年1月31日)について、令和4年1月17日付けで契約期間を同年9月30日までに延長する変更契約を締結していた。 (2) 生徒用パソコン等リース契約に係る賃貸借契約(当初契約期間:平成29年5月9日～令和4年4月30日)について、令和4年4月25日付けで契約期間を同年9月30日までに延長する変更契約を締結していた。
あさひ特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

（8）警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (令和5年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (令和5年3月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 金井 康夫  
 同 安孫子 哲

監 査 対 象 機 関	畜産試験場
監査結果の公表年月日	令和4年12月27日（群馬県報第10063号）監査公表第13号
監 査 の 結 果	<p>（指摘事項）</p> <p>群馬県財務規則第28条第1項において、歳出予算の執行に当たっては、その目的及び趣旨に従い、効率的かつ経済的に執行しなければならないとされている。また、同規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされ、同規則第224条において、物品を使用している職員は、その使用に係る物品を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管しなければならないとされている。</p> <p>当該機関においては、「県費により購入した物品（合計1,147個、2,042,854円相当）を自宅に持ち帰るなどして自己の所有物としていた。」として、令和4年11月18日付けで平成30年度から令和3年度まで当該機関に勤務していた職員が懲戒処分とされた事案が発生しており、購入した物品の管理において、適正を欠くものがあった。</p>



講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図るとともに、物品の保管状況の定期的な確認を行い、適正な事務処理の確保に努めることとした。
-----------	---

監 査 対 象 機 関	群馬産業技術センター
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	（注意事項） 地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188号で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,030,700円（税込）の東毛産業技術センター緑地管理業務の委託契約について、令和4年5月23日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	教育委員会管理課
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第3号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県教育委員会が行う建築工事等の積算で適用している「群馬県建築工事共通費積算基準」及び「群馬県建築工事積算要領」では、共通費の算定は工期を用いることとされている。 当該機関は、発注した4箇所の工事の積算において、工期を6.2か月とすべきところを7.0か月、7.7か月とすべきところを8.0か月、7.9か月とすべきところを8.0か月、6.9か月とすべきところを7.0か月として共通費を算定していた。このため、工事価格がそれぞれ1,150,000円、250,000円、120,000円及び100,000円の過大積算となっていた。 また、2箇所の工事の積算において、工期を5.1か月とすべきところを4.0か月、8.4か月とすべきところを8.0か月として共通費を算定していた。このため、工事価格がそれぞれ700,000円及び590,000円の過小積算となっていた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	生涯学習センター
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。 また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取

	<p>得年月日、名称及び保管場所等の事項を記録しておかなければならないとされている。</p> <p>当該機関では、事務調査日（令和4年11月17日）時点において、備品管理台帳に記録されている備品537点のうち、30点について、同台帳の保管場所で現物を確認することができなかった。</p>
講 じ た 措 置	<p>現物を確認することができなかった備品30点について調査を行い、令和4年12月中に全て確認した。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監 査 対 象 機 関	沼田特別支援学校
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、常時必要とする経費を除き、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和4年7月25日に資金前渡された安全運転管理者講習手数料4,500円について、事務調査日（同年11月11日）現在において、用件終了後10日を超えていたが、前渡金の精算を行っていなかった。</p>
講 じ た 措 置	<p>当該前渡金については監査終了後速やかに、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けた。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p>

監 査 対 象 機 関	渋川特別支援学校
監査結果の公表年月日	令和5年2月14日（群馬県報第10074号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県教育財産等事務取扱規程（以下「規程」という。）第25条において、教育財産の用途を廃止しようとするときは、用途を廃止しようとする理由及び時期等を記載した文書に関係図面を添えて決裁を受けるものとされている。</p> <p>当該機関は、教育財産（工作物）である焼却炉を令和4年8月に解体したが、規程第25条で定める用途の廃止手続を行っていなかった。</p>
講 じ た 措 置	<p>焼却炉の用途を廃止しようとする理由及び時期等を記載した文書に関係図面を添えて決裁を受け、用途を廃止した。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県教育財産等事務取扱規程等の関係例規に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>